資料２－２

第１２６回東海市長会通常総会

決　議　（案）

平成３０年５月１７日

東　海　市　長　会

決議案第１号

地方財政の充実強化に関する決議（案）

都市自治体は、少子高齢化や、防災・減災対策など喫緊の課題への対応に必要となる財政需要が増加の一途にあり、恒常的な財源不足に陥っている中、地域の実情に沿ったきめ細かな行政サービスの持続的な提供や、人口減少社会を踏まえた地方創生への取組みなど新たな行政課題に的確に対応していくことが求められており、これには、安定的な税財源の確保が不可欠である。

また、地方歳出の大半は法令等により義務付けされている経費や国の補助事業に基づく経費であり、国は、地方が標準的な行政サービスを行うために必要となる財源を国の責務として確実に保障すべきである。

よって、国においては、下記の事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

記

１．地方行財政をはじめ地方に影響を及ぼす重要な課題については、「国と地方の協議の場」の適切な運営のもとに、十分な議論を経て決定すること。

２．地方が担う事務と責任に見合う税財源配分を基本とし、当面、税源移譲による国と地方の税源配分比率が５対５となるよう見直すこと。

３．年々急増、多様化する地方の財政需要に迅速かつ的確に対応するため、地方税、地方交付税、地方譲与税等、地方の一般財源総額を増額確保するとともに、安定的で都市自治体間で均衡がとれた地方税体系を構築すること。

また、各種税制の廃止、減税を検討する際には地方財政の運営に影響を与えないよう代替財源を確保すること。なお、代替財源の検討に当たっては、地方の意見を十分に反映すること。

４．都市自治体は、独自に財政支出の削減に努めながら、不測の事態による税収減や災害への対応に備えるとともに、地域の様々な課題に対処するため、各々の判断に基づいて基金を積み立てているところであり、地方の基金残高が増加していることをもって短絡的に地方歳出を削減しないこと。

５．社会保障や社会インフラの老朽化・防災対策等を含めた社会資本整備をはじめ、地域経済の基盤強化、雇用対策など、都市自治体の財政需要を的確に地方財政計画に反映させ、必要な地方交付税総額を確保するとともに、恒常的な地方交付税の財源不足については、臨時財政対策債など特例措置に依存しない持続可能な制度を確立し、法

定率の引上げ等により地方交付税総額を増額確保すること。また、地方交付税本来の趣旨にのっとり、適切な算定配分を行うこと。

さらに、地方交付税のトップランナー方式については、地方の財政力や行政コストの差は、人口規模や高齢化率、経済情勢、地理的条件など、歳出削減努力以外の差によるところが大きく、一律の行政コスト比較になじまないことから、交付税の財源保障機能が損なわれないようにすること。

6．法人住民税は都市自治体の基幹税源であることから、更に法人実効税率を引き下げる場合は地方交付税原資の減収分を含め、必ず安定的かつ恒久的な代替財源を確保すること。

7．法人住民税を地方自治体間の税源の偏在是正の財源とすることは、地方分権改革の流れに逆行し、かつ、地方の財源不足という根本的な問題の解決にはならず、しかも一部の都市自治体では財政運営に悪影響が見込まれることから、偏在是正のあり方について市町村の意見を十分に踏まえながら検討を行うこと。また、都市自治体の税制を見直す場合には、全ての都市自治体の財政運営に悪影響が生じないよう、必要な対策を講じること。

8．車体課税の軽減、簡素化を始めとする自動車諸税の見直し検討に際しては、減収額に見合った具体的かつ安定的な代替財源を制度的に確保し、都市自治体の財政運営に支障が生じないようにすること。

9．ゴルフ場利用税については、その税収の７割が交付金としてゴルフ場所在市町村に交付されており、市町村のゴルフ場関連の財政需要に対応するとともに、当該市町村、特に財源の乏しい中山間地域の市町村にとっては貴重な財源となっていることから、現行制度を堅持すること。

１０．固定資産税については、市町村財政を支える安定した基幹税であり、市町村の行政サービスを支えるうえで不可欠なものとなっていることから、引き続きその安定的確保を図ること。

また、国が中小企業への投資を後押しする経済対策として特例措置を講じるのであれば、国の財源による制度設計とすること。さらに、平成３０年度税制改正における、償却資産に対する固定資産税の特例措置については、３年間の期限を厳守するとともに、普通交付税による一部減収補填ではなく、個別法等により全額減収補填を行うこと。

１１．ふるさと納税ワンストップ特例制度を適用する場合に生じる個人住民税からの所得税控除相当額の減収分は国において交付団体・不交付団体に関わらず当該市町村に財源措置を講じること。

また、平成２９年及び平成３０年の４月に、ふるさと納税に係る返礼品の送付等に関する通知が総務省から出されたが、自治体により対応が分かれていることから抜本的な見直しを行うとともに、全国の自治体が制度本来の趣旨を踏まえた適正な運用を行うよ

う、適切な指導を行うこと。

１２．「社会保障・税一体改革」の実現に向け、平成３１年１０月に延期された消費税・地方消費税１０％への引上げを確実に行うとともに、都市自治体が既に取り組んでいる子ども・子育て等をはじめとする社会保障の充実のための施策の推進に支障が生じることがないよう、必要な財源を確保すること。

１３．消費税軽減税率制度の導入にあたっては、消費税・地方消費税の引上げ分のうち地方交付税原資分も含めると約３割が地方の社会保障財源であり、仮に減収分の全てが確保されない場合、地方の社会保障財源に影響を与えることのないよう確実に代替財源を確保すること。

１４．森林環境税（仮称）及び森林環境譲与税（仮称）に係る施策の確実な実施のため、専門員だけではなく市町村職員増員等の体制強化が必要であり、これに係る財政支援措置を講じること。

また、森林の持つ公益的機能を持続的に発揮するため、主伐をはじめ、根付・下刈・枝打ち・除伐・間伐などの森林整備やＩＣＴ化による森林管理を促進するための費用を森林環境税の施策の対象とするとともに、間伐材の安定的供給のため、搬出運搬等の経費に対する支援措置や国事業による間伐材の搬出基準制限の見直しなど、搬出促進に向けての取組ができるよう制度設計を構築すること。

１５．消費税・地方消費税率１０％への引上げに伴い社会保障を全世代型のものとすること等の「新しい経済政策パッケージ」を実施する際には、地方行財政に係るものについては、地方と十分に協議をするとともに、地方において必要となる安定財源を国の責任において確保すること。

１６．安定的で持続可能な医療保険の実現のため、医療保険制度の一本化に向けた抜本的改革を早期に実現すること。また、国費による財政支援を本年度以降も確実に実行すること。

子育て世帯の負担軽減のため、子どもに係る均等割保険料を軽減するとともに、国民健康保険財政の健全化や低所得者層などの負担軽減を図るため、従来の枠を超えた国庫負担の引上げ等、財政支援措置を拡充強化すること。

国民健康保険事業費納付金及び標準保険料（税）率等の算定に必要な確定係数を早期に提示すること。

１７．国保財政が厳しい状況にあるなかで、医療の高度化、高額薬剤の保険適用等による医療費の増加に確実に対応できるよう、国による財政支援を拡充し、さらなる国保財政基盤の強化を図ること。

また、医療保険制度改革に伴い、市町村の負担増は決して招かないよう、国の責任において万全の対策を行うこと。

１８．国は、子ども医療費助成の現物給付化を実施する地方自治体への国庫負担金の減

額調整措置を未就学児まで廃止するが、その範囲を福祉医療費全般に拡大するとともに、子どもの医療費に関わる全国一律の制度を創設すること。

１９．地域医療・不採算医療や保健衛生行政を維持するためには公立病院の経営安定が重要であるが、病院経営を圧迫している原因のひとつである控除対象外消費税の問題を解消するためには、消費税率改定時の診療報酬への上乗せだけでは十分とはいえず、また一律の上乗せでは、各病院の経営形態の差異に対応できるものではないため、上乗せ分を上回る仕入消費税額の負担には、その全額を控除又は還付できるよう制度を改正すること。

２０．年齢や要介護状態となった要因等に関わらず、全ての人々が必要な時に介護を受けられるよう、介護保険制度と障害福祉制度との統合を図り、年齢や障害種別に関係なく長期継続的な相談・支援が可能な普遍の介護保険制度を構築すること。

また、そのために、介護サービスの提供に要する費用は、原則として全ての利用者が相応に負担したうえで、社会保険料を負担する被保険者の年齢を２０歳以上まで拡大し、社会的弱者を国民全体で支え合う制度とし、持続可能な財政基盤を構築すること。

２１．子ども・子育て支援新制度、地域包括ケアシステムの構築、生活困窮者自立支援、介護保険制度や国民健康保険制度の見直しなど、急増する社会保障ニーズへの対応と人材を確保するための社会保障予算の確保及び所要の地方財政措置を講じること。

２２．障害者総合支援法に基づく事業の給付額が急増しており、制度継続のためには国の財政支援措置の更なる拡充が不可欠であり、負担率を現行の国１／２、県・市各１／４から国３／４、県・市各１／８となるよう見直すとともに保険制度への移行など障がい者施策に係る持続的な財政基盤制度を構築すること。

２３．介護現場で働く職員及び保育士については、社会的に不可欠かつ責任の重い業務でありながら、他業種と比べ給与水準が低く人材不足の大きな要因となっており、更なる処遇改善を図るための支援措置の拡充等に取り組むこと。

２４．学校施設環境改善交付金については、長寿命化改良事業や大規模改造事業をはじめ都市自治体の計画事業量に応じた財政支援措置を確実に講じるとともに、交付金の内示については、年度当初の早期に通知すること。

また、空調設備整備、トイレの洋式化、学校給食調理場、小規模改修工事、プール、運動場等の付帯設備の老朽化対策など施設整備事業を推進するため、学校施設環境改善交付金の対象事業の拡充、補助率の引上げ及び実情に即した補助単価に引上げを行うこと。

２５．都市自治体は公共施設等総合管理計画に基づく公共施設の更新・統廃合など再整備に取り組んでいるところであるが、円滑に進められるよう十分な財政措置を講じること。

また、公共施設等の老朽化が進み、財政負担の軽減・平準化に向けた施設の集約化・

複合化、長寿命化等を推進するため、除却事業についても公共施設等適正管理推進事業債の対象とし、地方交付税措置を講じること。

２６．地域が真に必要とする道路整備が計画的に進むよう社会資本整備総合交付金をはじめとする道路関係予算を増額確保すること。

また、市街地再開発事業や、地域における総合的な老朽化対策、事前防災・減災の取組に係る社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金についても継続、拡充すること。

以上決議する。

平成３０年５月１７日

東海市長会

決議案第２号

地震・津波・火山噴火等防災対策の充実強化に関する決議（案）

東海・東南海・南海の「南海トラフ」の巨大地震は、強い揺れと巨大な津波の発生により、過去に例を見ないほど甚大な被害が予想され、都市自治体においては、現在、様々な防災・減災対策の充実・強化を図っているところである。

また、近年、大規模な地震や津波、台風等といった災害が頻発し、各地で記録的な豪雨による大規模な河川の氾濫や土砂災害が発生するなど、住民生活の安全・安心が脅かされる事態が生じている。こうした異常現象に対応するためにも、防災・減災対策に資する社会資本整備については、老朽化対策も含め、国・地方がスピード感を持って取り組むことが不可欠であり、緊急性の高い対策へ重点的な投資を行うなど強靭化をより一層進めていかなければならない。

よって、国においては、下記の事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

記

１．　国と地方が連携して地震対策に取り組んでいくために、地域の実情を十分配慮のうえ、南海トラフ地震防災対策推進基本計画などの諸計画について着実に推進すること。

２．都市自治体が取り組む、公共施設や都市基盤施設の耐震化や強靭化事業、民間住宅等の耐震化促進事業や砂防対策、さらには、民間事業者による避難施設整備等、防災・減災に係る諸事業を推進するため、財源措置を拡充・強化すること。

３．南海トラフ巨大地震の地震津波想定に対応した防潮堤や水門などの津波防護施設を早期に整備するとともに、既存の堤防の耐震化や嵩上げ及び水門等の耐震化や自動化・遠隔操作化を早期に実現できるよう財政措置を講じること。

４．津波対策として、企業や住宅、公共施設等の移転を進めるため、土地利用の規制緩和など地域の実情に応じた法令整備を図ること。

５．台風や集中豪雨による土石流や浸水の被害等の軽減を図るため、ダムや渓流保全施設の整備、河道掘削、河川改修など治水対策を早期に進めること。

また、地方管理河川における堆積土砂の撤去等維持管理における交付金制度の創設など支援措置を拡充すること。

６．平常時の予防対策から応急対策、復旧・復興対策を総合的に推進する広域ブロックの中核的な防災拠点となる「基幹的広域防災拠点」を、国の責任において早期に整備

すること。

7．富士山などの噴火による被害を最小限とするため、監視・観測体制の充実強化を図るとともに、国及び都道府県が主導となった広域的な組織体制の構築や、実践的な防災対策、風評被害対策を講じること。

8．被災自治体の支援を効果的に行うため、災害救助法及び関係する諸制度において、支援物資の提供、職員派遣、避難先確保等の都市自治体間の支援に係る仕組みを確立するとともに、財政措置を拡充すること。

9．災害対策の中心的施設としての機能を有する庁舎や避難施設等については、建替えや耐震補強を図るための十分な財政措置を講じること。

また、公共施設等適正管理推進事業債については、地域の実情に合わせた柔軟な制度とすること。

１０．災害対応等の活動が円滑に行えるよう、消防用車両の更新や隣接自治体との共同整備についても交付税措置や緊急防災・減災事業債の対象とするなど、早急に支援制度を構築すること。

１１．同報系防災行政無線の円滑なデジタル化について、無線システム普及支援事業費補助金の対象とするなど、補助制度の拡充を図ること。

１２．木造住宅耐震化対策を推進するため、補助制度を継続するとともに、社会資本整備総合交付金の上乗せ制度を復活すること。

１３．原子力災害時広域避難計画の策定や実効性の向上のため、都市自治体では困難な課題の解決に向け、関係機関との調整や財政支援を強化すること。

以上決議する。

平成３０年５月１７日

東海市長会

決議案第３号

少子化対策の充実強化に関する決議（案）

少子高齢化が進展する中、我が国が将来にわたり活力を維持し、成長し、人々の暮らしの質を高めていくためには、国と地方が連携して、少子化という構造的問題に真正面から取り組み、安心して子どもを生み、育てられる社会を構築しなければならない。

我々都市自治体は、その実現のため、日夜、子どもたちを中心とした支援策を創意工夫し、その実施にまい進している。

国と都市自治体が連携して少子化対策を推進するため、国は、子ども・子育て支援の根幹となる全国共通の基盤を整備するとともに、都市自治体が地域の実情に応じた施策を実施できるよう国の支援強化が不可欠である。

よって、国においては、下記の事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

記

１．少子化対策の基盤づくりについて

(1) 国は、子ども・子育て支援施策を着実に展開できるよう、消費税・地方消費税率10%への引上げを確実に行うこと。

(2) 消費税・地方消費税率引上げ分の一部を幼児教育・保育の無償化等に活用するとされる「新たな政策パッケージ」については、地方行財政に大きく関わるものであることから、具体化に当たっては地方と十分協議するとともに、地方において必要となる安定的財源を国の責任において確保すること。

２．地方の少子化対策の抜本強化について

(1) 結婚新生活支援事業の充実、不妊治療等への支援拡充、人的・財政的支援による医師確保など小児・周産期医療支援を充実すること。

(2) 子どもの医療費について、全国一律の保障制度の創設や子どもの医療費助成等に係る国民健康保険の国庫負担減額調整措置を全面的に廃止すること。

(3) 待機児童の解消に向けて、保育人材の確保に係る支援や保育士の更なる処遇改善を図るとともに、保育施設等の建て替えや施設整備等に必要な財政措置を講じること。

(4) 子どもの貧困対策及び自立支援を更に総合的に推進するため、ひとり親家庭や多子世帯への支援策の強化、給付型奨学金の拡充等による教育費負担の軽減、進学支援の拡充等、必要な財政措置を講じること。

(5) 児童虐待防止対策及び支援施策を強化するため、職員の研修体制の整備、専門職配置のための財政措置の拡充等、総合的に対策を拡充すること。

３．地域の実情に応じた取組みを可能とする仕組みづくりについて

(1) 放課後児童健全育成事業の「従うべき基準」について地域の実情に即して実施できるよう「廃止」または「参酌基準化」すること。

(2) 地方が継続的かつ機動的に施策を展開できるよう、地方の自由度の高い財源を安定確保すること。

以上決議する。

平成３０年５月１７日

東海市長会

ゴルフ場利用税の堅持を求める特別決議（案）

ゴルフ場利用税は、ゴルフ場に関連するアクセス道路の維持管理や治水等の災害防止対策、環境対策など、ゴルフ場特有の行政需要に対応するために必要な財源を受益者に求めるという合理的な仕組みに基づく税であり、その税収の７割がゴルフ場利用税交付金としてゴルフ場所在市町村に交付され、ゴルフ場関連の様々な行政サービス等に使用されているところである。

ゴルフ場所在市町村は、過疎地域や中山間地域がその約７５％を占めており、自主財源の乏しい地域にとって、ゴルフ場利用税交付金は貴重な税財源となっている。

ゴルフ場利用税の廃止は、地方の貴重な自主財源を奪うこととなり、断じて許されない。

また、ゴルフ場利用税は、１８歳未満の者、７０歳以上の者及び障がい者並びに国体のゴルフ競技及び学校の教育活動については非課税とするなど、生涯スポーツの実現にも十分配慮しながら課税しているところである。

一方、現行と同等の代替財源を地方交付税や受益者の寄附金、ふるさと納税を活用して措置しつつ廃止すべきとの議論があるが、地方交付税により国民全体の税負担を財源とすることは、ゴルフをしない方を含めた国民全体の理解を得られるものではなく、まして寄附金やふるさと納税に至っては、安定的でも恒久的でもなく、ゴルフ場所在市町村にとっての継続性のある財源としては考えられない。

また、ゴルフ競技がオリンピックの正式種目となり、2020年にオリンピックが東京で開催されることは、ゴルフ場利用税の必要性や合理性とは全く別の議論であり、オリンピックを口実にしたゴルフ場利用税廃止論は、道理に合わない。

よって、国においては、ゴルフ場利用税の現行制度を今後も堅持するよう強く要望する。

以上決議する。

平成３０年５月１７日

東海市長会